

一 般 競 争 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和6年8月8日

盛岡市上下水道事業管理者 長 澤 秀 則

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度整備クライアント賃貸借
- (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり。
- (3) 納入場所 盛岡市上下水道局電算室外
- (4) 契約期間 契約締結日の翌日から令和11年11月30日まで
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約
賃貸借期間 令和6年12月1日から令和11年11月30日まで

2 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和6年9月2日（月） 10時00分
- (2) 場所 盛岡市上下水道局3階302会議室
執行即時開札

3 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該契約に係る営業又は事業に係る法令の規定による営業若しくは事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を受けていない者であること。
- (3) 盛岡市競争入札参加者に対する指名停止基準（平成3年9月30日市長決裁）による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 当該入札において、他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がない者であること。なお、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合、同一入札への参加は認めないものとする。
- (5) 水道料金及び下水道使用料を滞納していない者であること。
- (6) 市税を滞納していない者であること。
- (7) 令和6・7年度盛岡市上下水道局物品の買入れ等競争入札参加資格 「賃貸借-事務機器・OA機器」の者で、市内に本社を有する者であること。

4 仕様書等の閲覧及び契約条項を示す期間及び場所

- (1) 仕様書等は、盛岡市上下水道局公式ホームページ>お知らせ欄にある「令和6年8月8日公告 令和6年度整備クライアント賃貸借の一般競争入札（上下水道局総務課）」に掲載している。
また、盛岡市上下水道局総務課（盛岡市愛宕町6番8号）の閲覧場所においても、公告の日から入札の前日までの閉庁日を除く日の午前9時から午後4時まで閲覧できる。
- (2) 契約条項を示す場所は、盛岡市上下水道局総務課とする。

5 入札参加申込み

入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みを行うこと。

- (1) 入札参加申請書類及び提出部数
入札参加資格確認申請書 1部 ※記載する日付は提出日とすること。
- (2) 入札参加申請手続

ア 申込方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留に限る。

イ 受付期限 令和6年8月28日（水）正午までとする（郵送の場合にあつては、当該書類が受付期限前日までに、盛岡市上下水道局本庁舎に書類が到達したものに限る。）。

ウ 受付場所 盛岡市上下水道局総務課

6 入札保証金 盛岡市財務規則第105条第1号又は第2号に該当する場合には、免除する。

7 入札の方法

(1) 入札書は、2(1)の日時に2(2)の場所に持参すること。郵便による入札は、認めない。

(2) 代理人により入札させるときは、委任者（契約権限を有する者）が記名押印して、代理人の氏名と使用印鑑を指定した委任状を提出すること。

8 入札の回数

2回までとする。ただし、落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行するものとする。

9 入札書記載金額

入札書は盛岡市競争入札参加者心得第13によるものとし、契約期間に基づき賃貸借期間に係る月額で作成すること。決定も 賃貸借期間に係る月額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 落札者の決定方法

本件は、予定価格以下で最低の価格で入札した者を落札者として決定する。

11 契約書作成の要否

要 賃貸借契約書による。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 3に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 5に掲げる入札参加資格に関する書類に虚偽の記載をした者の入札

(3) その他入札条件に違反した入札

13 その他

(1) 現場説明は、行わない。

(2) 提出された書類等は、返却しないものとする。

(3) 提出する書類等に要する費用は、申請者の負担とする。

(4) 5に掲げる書類に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止を行うことがある。

(5) 契約締結日の翌日から令和6年11月30日までは準備期間とし、この期間においては、この契約に基づく業務の履行は無く、支払いも無いものとする。

(6) 支払は賃貸借期間の月払とし、毎月の履行が完了後に、所定の方法により請求・支払うものとする。

(7) この入札に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和6年8月23日（金）正午までに電子メール又は文書（ファックス可）により、盛岡市上下水道局総務課あて提出すること。回答

は、仕様書等閲覧場所及び盛岡市上下水道局ホームページで、令和6年8月28日（水）までに公表する。

電子メールアドレス sui.soumu@city.morioka.iwate.jp

盛岡市上下水道局総務課 Tel 019-623-1439、Fax 019-623-1422

令和6年度整備クライアント貸借仕様書

1 件名 令和6年度整備クライアント貸借

2 納入場所 盛岡市上下水道局電算室 外 発注者が指定する場所

3 契約期間等

- (1) 契約期間 契約締結日の翌日から令和11年11月30日まで
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約
- (2) 準備期間 契約締結日の翌日から令和6年11月30日まで
- (3) 貸借期間 令和6年12月1日から令和11年11月30日まで

4 調達機器の内容

本契約の調達機器は次のとおりとする。なお、詳細は別紙1「機器内訳書」のとおりとする。

(1) デスクトップ端末（以下「端末」という。）

76台

(2) 周辺機器等

76式

5 端末設定等

次のとおり作業等を行うこと。

(1) マスタの作成

ア 受注者は、マスタ作成用端末、周辺機器各1式を盛岡市役所情報企画課執務室へ搬入すること。また、搬入にあたっては、マスタ作成用端末の起動に必要な物品を併せて搬入すること。

イ マスタ作成用端末搬入後、発注者と受注者において、次のとおりマスタ作成を実施する。

(ア) 発注者は、マスタ作成用端末に対して必要なソフトウェアのインストールおよびセキュリティ等に係る設定を実施する。

(イ) 受注者は、発注者が設定を完了したマスタ作成用端末に対して必要な設定等を実施し、マスタを作成すること。なお、マスタの作成にあたっては、セキュリティ識別子（SID）等の端末固有情報を削除及び初期化するなど、必要な作業を適切に実施すること。

(ウ) マスタ作成にあたって受注者が実施する作業及び設定については、事前に発注者へ協議し、承諾を得てから行うこと。

ウ 設定確認等のため作成したマスタを起動した場合は、起動時に作成される端末固有情報等を確実に削除及び初期化してからシャットダウンを行い、マスタとしての機能に支障が生じないようにすること。

エ マスタの作成に係る発注者の作業期間は一週間程度を想定しているため、受注者はこの作業期間を踏まえた全体の作業スケジュールを作成すること。

(2) 端末調達

マスタと同一設定の端末を必要数調達すること。なお、端末の設定にあたっては、マスタを複製元としても構わない。ただし、調達に際して次のとおりとすること。

ア セキュリティ識別子（SID）等の端末固有情報が重複しないようにすること。

イ Windows UpdateはWSUS（Windows Server Update Services）で管理していることから、マスタのバージョンから変更がないようにすること。

(3) 端末設置時の設定

設置時に次の作業を行うこと。なお、対応可能な作業については予めマスタ端末に設定を行う等、設置前に行ってもよいものとする。また作業に当たっては発注者及び盛岡市役所情報企画課と協議し連携を取りながら行うものとする。

ア 端末のBIOSにパスワードの設定を行うこと。パスワードの内容については、作業前に発注者が指示を行う。

イ 指定するホスト名及びIPアドレスへ設定変更を行うこと。指定内容については、作業前に発

注者が指示を行う。

- ウ SKYSEA Client View (Sky(株)製品) のインストール及び設定を行うこと。なお、インストーラー及びライセンスは発注者が用意し、作業手順は発注者の指示に従うものとする。
- エ Microsoft Office365のインストール及び設定を行うこと。
なお、インストーラー及びライセンスについては発注者が用意する。
- オ 発注者が指定するバージョンのCitrix Workspaceのインストール及び設定を行うこと。
- カ 発注者が指定する認証ソフトウェアのインストール及び設定を行うこと。
なお、インストーラー、ライセンス及び認証ソフトに使用するWebカメラについては発注者が用意する。
- キ Felicaカードリーダーの接続設定を行うこと。
作業手順及びインストール対象の端末は発注者の指示に従うものとする。
- ク Google Chromeのインストールを行うこと。
- ケ Adobe Acrobat Reader DC 通常版 (64bit版指定) のインストールを行うこと。
なお、MUI版がプレインストールされている場合は、アンインストールを行うこと。
- コ 導入する端末標準のオーディオドライバーのインストールを行うこと。
標準ソフトの指定が無い場合は、Realtekオーディオドライバーのインストールを行うこと。
- サ パブリックデスクトップに指定したショートカットの配置を行うこと。
- シ MECM (Microsoft Endpoint Configuration Manager) のインストールを行うこと。
- ス 端末をドメインに参加させること。
- セ 端末にグループポリシーを適用させること。

(4) その他

- ア 作成したマスタの端末設置後の取り扱いについては、保守対応等で使用するものとして受注者が管理することとする。
- イ 端末設定等に係る作業内容について変更等が生じた場合は、対応について両者協議のうえ決定することとする。

6 納入

- (1) 設置場所への納入期限は、令和6年11月30日とする。また、機器の納入に係る作業日程については、発注者と十分な協議を行い、承諾を得たうえで決定すること。
- (2) 設置場所は、別紙2「設置場所一覧」のとおりとする。ただし、搬入等の作業前に発注者が設置場所等を変更した場合は、その指示に従うこと。なお、契約期間中に発注者が設置場所を変更する場合は、調達機器の総数に変更がない限り、原則として契約変更は行わないこととする。
- (3) 設置作業は、庁内ネットワークへの接続確認等を含み、発注者が使用可能な状態をもって設置と認めることとする。
- (4) 予備機の端末については、使用可能な状態に設定したものを(梱包して)納入すること。
- (5) 端末には、ホスト名を記載したラベル(白地に黒文字)を貼付けすること。
- (6) 納入の際は、発注者が指示した初期設定内容その他設定内容がわかる納品書を提出し、発注者の検査を受けること。
- (7) 不要な梱包材は引き取り及び処分を行うこと。

7 賃貸借期間終了後の取り扱い

- (1) 賃貸借期間の満了時は、受注者が端末等を設置場所から回収して契約を終了することを基本とする。
- (2) 端末等を回収する際に、端末に記録されているデータは、復元ソフトウェア等を用いても抽出できないよう、物理的、磁氣的、OS等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去、ブロック消去並びに暗号化消去のいずれかの方法を用いて完全に消去したうえで、消去証明書を提出すること。

8 保守対応等

- (1) 機器の保守及び故障修理等に係る経費については、交換部品等を含めて、すべてこの契約に含むものとする。
- (2) 契約期間中は、機器の各製造元のサポートが受けられるようにすること。
- (3) 保守対応の問い合わせに係る受付時間は、閉庁日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時30分までとする。また、保守対応時間も受付時間に準ずるものとする。
- (4) 発注者から機器の故障修理の連絡があった場合、受注者は故障機の設置場所へ作業員を速やかに派遣し、端末の修理または代替機設置等の措置を行い、使用可能な状態に回復させること。
- (5) 落下、水没等発注者の過失による故障の場合の保証を含むこと。
- (6) 故障時のディスク返却不要サービスを含むこと。
- (7) 保守対応等の作業に際しては、作業後に作業報告書を提出し、現場職員または情報企画課の職員の確認を受けることとする。
- (8) 保守対応を第三者に委託する場合は、事前に書面で報告し発注者の承諾を得ること。ただし、発注者からの問い合わせ対応については受注者において行うものとし、委託は認めないものとする。

9 納品物一覧の提出について

以下の内容を含んだ資料を、CD-RまたはDVD-Rの記録媒体にまとめ、2部提出すること。
提出にあたっては、発注者の検査を受けること。

- (1) 端末一覧と設置場所
- (2) 端末および付属品の1セット分の写真
- (3) 端末の型番および付属品の型番

提出資料は、アンチウイルスソフトによるウイルスチェックを行い、問題がないことを確認できたものを提出すること。

記録媒体のラベル面には、「契約件名」「受注者名」「契約締結日」「実施完了日」「セキュリティチェックを行ったアンチウイルスソフトの製品名」「ウイルス(パターンファイル)定義年月日またはパターンファイル名」「チェック年月日」を記載すること。

ラベル面への表記は、必要項目を表面に直接印刷、または油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないよう注意すること。

印刷したシールをラベル面に貼り付けする方法は、経年劣化により記録媒体に損傷を与える可能性があることから認めない。

記録媒体への直接印刷または、油性フェルトペンによる表記が難しい場合は、収納するケースの表紙に必要事項を記載した紙表紙を挿入することも可とする。

10 賃貸借料の支払い

本契約に係る一切の経費（調達、納入出、設定、保守対応、諸経費等）の総額を、賃貸借期間における賃貸借料とし、60か月の月額均等払いとする。

11 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議のうえ決定することとする。

機器内訳書

1 機器構成（庁内LAN接続端末）

番号	項目1	項目2	規格等	数量
1	デスクトップPC	OS	Windows11 Pro 64bit バージョン23H2	76
		CPU	Intel Core i5-14500P プロセッサ (5.0GHz) ※1 ※但しIntel社製のプロセッサに限る	
		メモリ	16GB (16GB×1枚又は8GB×2枚) ※1	
		HDD/SSD	SSD 256GB ※1	
		光学ドライブ	DVDマルチドライブ※1	
		ディスプレイ	23ワイドTFTフルカラー液晶パネル ※1 グラフィック表示：フルHD (1,920×1,080) (非光沢)、最大1677万色 入力信号・接続端子：パソコン本体の出力方式と同じであること 応答速度：5ms以下であること 本体色：パソコン本体と同系色であること 電力等：国際エネルギースタープログラム対応機種 標準保証：5年間	
		入力デバイス	マウス (USB接続)：オプティカルまたはレーザー式、2ボタン、スクロールホイール付きとすること。※メーカー純正品以外でも可 日本語キーボード (USB接続)：テンキー付き日本語キーボード JIS標準配列 108キーレイアウト ※メーカー純正品以外でも可	
		USBポート	4ポート以上 (USB3.0規格対応) ※1	
		音源/サウンド機能	スピーカー機能を有すること。 ※ディスプレイがスピーカー機能を有する場合、搭載しなくてよい。 サウンド関連：マイク入力×1、ライン出力×1 ※1	
		LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T	
		リカバリーメディア	ディスクメディア、もしくはUSBメモリー ※2 ※保守対応等の際に受注者が用意する場合は、納品は不要とする。	
		外形寸法 (幅×奥行き×高さ)	100(W)×400(D)×350(H)mm以下 (縦置き/スタビライザ含まず) ※賃借料に影響しない範囲で、本体寸法を複数から選択できる場合は、より小型のものを選択すること	
		本体電源等	消費電力最大250W以下であること ※国際エネルギースタープログラム機種とすること パソコン本体・ディスプレイの電源を、合わせて1箇所から採れるものにする。 (本体の電源コードをサービスコンセント付にする、又は2分岐タイプ電源延長コード等で対応するなど)	
		標準保証	5年間メーカーオンサイト修理 (修理に必要な部品の無償保証期間を含む)	
その他	①本体は日本国内で流通しているものであること。 ②ドライバー等の工具を使用せずパソコン本体を開閉できること ③製品の指定はないが、入札前に、入札予定機種の情報を上下水道局総務課に提示し、内容について許可を得ること。			
2	ソフトウェア※3	PDFリーダー	Adobe Acrobat Reader DC 通常版 ※MUI版がプレインストールされている場合はアンインストールすること。	76
3	カードリーダー	NFC/FeliCaリーダー	PaSoRi RC-S300/S1	2

※1 同等以上の性能を持つものは可とすること。
 ※2 HDD/SSD故障時に再セットアップできること。
 ※3 Officeソフトは、調達範囲には含まない。

2 納入・運用要件

- (1) 搬入、設置、庁内ネットワークとの接続及び通信確認及びアプリケーション動作等のための各種設定を行うこと。
- (2) ラベル等により賃貸借物品であることを明記すること。
- (3) 納入に際して、庁内ネットワークに接続して使用するために必要な設定 (セキュリティ等) を情報企画課が実施するので、情報企画課と事前に協議の上作業すること。
- (4) 故障が生じた場合、速やかに正常な状態で作動するよう回復させること。また、保守業務に係る消耗品及び故障箇所修復に係る部品の費用は、受注者の負担とすること。
- (5) 賃貸借期間終了後、機器の引き上げ (搬出及び撤去) は受注者が行うこと。また、機器に格納されていたデータは復元ソフトウェア等を用いても抽出できないよう物理的な手段を用いて完全に消去すること。
- (6) その他疑義が生じた場合は、発注者 (担当者) と相談すること。

設置場所一覧

1 設置場所

設置場所		台数	
上下水道局愛宕町本庁舎	1F	電算室※	3台
	1F	給排水課	8台
	2F	次長室	1台
	2F	総務課	1台
	2F	水道建設課	15台
	2F	水道維持課	10台
	3F	下水道整備課	17台
出先機関	浄水課（盛岡市加賀野字桜山86）		6台
	水質管理センター（ 〃 ）		1台
	新庄浄水場（ 〃 ）		3台
	米内浄水場（盛岡市上米内字中居49）		1台
	中屋敷浄水場（盛岡市中屋敷町9-35）		1台
	沢田浄水場（盛岡市東中野字沢田7）		1台
	下水道施設管理課（盛岡市東安庭2-8-3）		7台
	玉山事務所（盛岡市洪民字泉田360）		1台
計		76台	

※マスター機は、電算室に設置予定

盛岡市競争入札参加者心得

(趣旨)

第1 この心得は、競争入札の公告又は競争入札の通知書（以下「公告等」という。）に示した事項のほか、市が行う競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の心得について必要な事項を定めるものとする。

(基本的事項)

第2 入札参加者は、入札前に指定場所においてこの心得、仕様書、図面その他の書類を閲覧し、現場等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、この心得、仕様書、図面その他の書類について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札保証金)

第3 入札参加者は、見積入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を市に納付し、又は第5に規定する入札保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、第4の規定に基づき当該入札保証金の納付又は担保の提供について全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付又は担保の提供を免除された理由が第4第1号に該当するときは、同号に掲げる入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金の納付の減免)

第4 市長は、入札参加者が次に掲げる場合に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことがある。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者で過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであって、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金に代わる担保)

第5 政令第167条の7第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により入札参加者が入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は、次の各号に掲げるものとし、その保証価格は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 国債及び地方債 額面金額全額
- (2) 政府の保証のある債券及び金融債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する額
- (3) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手（持参人払のもの又は会計管理者を受取人とするものに限る。） 小切手金額

(入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供の方法)

第6 入札参加者は、入札保証金を市に納付し、又は入札保証金に代わる担保を提供しようとするときは、公告等に示すところにより行わなければならない。

(入札保証金又は入札保証金に代わる担保の還付)

第7 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、入札終了後において還付する。ただし、落札者に対しては、契約保証金の納付を必要とする契約にあってはその納付後、第23の規定により契約保証金の納付を免除する契約にあっては契約締結後において還付する。

(入札参加者資格の確認)

第8 入札参加者は、入札書を提出する前に契約担当職員による入札参加資格を有することの確認を受けるとともに、電子入札にあっては、電子証明書（物品の買入れ等の場合にあつては、利用者登録用ID・パスワード）を取得し、電子入札システムにて利用者登録を行っていないなければならない。

(入札の方法)

第9 入札参加者は、入札書を入札に付する事項ごとに作成し、公告等に示された入札の日時及び場所において提出しなければならない。

- 2 郵便による入札にあつては、前項の規定にかかわらず、入札書を書留郵便により公告等に示された日時までに所定の場所に提出しなければならない。
- 3 電子入札にあつては、前2項の規定にかかわらず、入札参加者は、入札金額その他所定の情報を公告等に示された入札の日時に電子入札システムに入力することにより、入札書を作成し、提出しなければならない。

(代理入札)

第10 入札参加者は、その代理人により入札するときは、入札前に委任状を入札を執行する職員に提出しなければならない。この場合において、同時に2以上の件数の入札を行うときは、それらの入札の件名を連記した1通の委任状によることができる。

2 入札参加者及びその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(入札書の書換え等の禁止)

第11 入札参加者は、その提出した入札書又は総合評価落札方式技術提案書（以下「技術提案書」という。）の書換え、差替え又は撤回をしてはならない。

(公正な入札の確保)

第11の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、入札意思又は技術提案についていかなる相談も行わず、独自に入札価格又は技術提案書の記載内容を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格及び技術提案書の記載内容を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第12 市長は、入札参加者が連合し、不穩の行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

- 2 市長は、入札の執行の際公告等に示した入札の場所において、次の各号のいずれかに該当する行為があると認めたときは、当該行為を行った者をその場所から退去させることがある。
 - (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとする事。
 - (2) 公正な価格の成立を害し、又は不正な利益を得るため連合すること。

(入札書記載事項等)

第13 入札書には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 頭書に「入札書」である旨
 - (2) 入札金額
 - (3) 入札件名
 - (4) 盛岡市競争入札参加者心得を承諾のうえ入札する旨
 - (5) 入札年月日
 - (6) 入札参加者住所・氏名（法人にあつては商号、代表者職氏名）・押印、ただし、代理人が入札を行う場合は、委任者住所・氏名（法人にあつては商号）、代理人氏名・押印
 - (7) あて名
- 2 前項の規定に関わらず、電子入札にあつては、電子入札システムに入札金額その他必要な事項を入力し、提出したことをもって、前項各号の事項が記載されたものとみなす。
 - 3 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。ただし、別途指示のあるものについては、その指示によるものとする。

- 4 物品の買入れ等において電子入札システムにより入札を行う場合にあっては、システムで「見積」と表示されるものは「入札」と、「見積書」と表示されるものは「入札書」と、「本件見積に関する見積説明書及び契約条項を熟知し、下記の金額により見積いたします。」と表示されるものは「盛岡市競争入札参加者心得を承諾のうえ入札します。」とそれぞれ読み替えるものとする。

(開札)

- 第14 開札は、公告等に示された入札の場所において、入札参加者全員が入札書を提出したことを確認した後、開札する旨を宣言し、入札書を提出した者(以下「入札者」という。)を立ち合わせて行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札の事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札にあっては電子入札システムで開札を行う。

(入札の無効)

- 第15 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 公告等に示した入札の日時及び場所(郵便による入札又は電子入札の場合を除く。)以外でした入札
 - (2) 競争入札に参加する資格のない者のした入札(電子入札にあっては、利用者登録のない者のした入札)
 - (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (4) 第4の規定により入札保証金の納付を免除された者を除き、入札保証金を納付せず又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札
 - (5) 記名押印を欠く入札(電子入札案件にあっては、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名のない入札(市長が別に定める方法によるものを除く。))
 - (6) 金額を訂正した入札
 - (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (8) 明らかに連合によると認められる入札
 - (9) 同一事項の入札について同一人が同時に2通以上提出した入札
 - (10) 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札
 - (11) 技術提案書を提出しなかった者又は提案内容の記載がない者、技術提案の審査のための指示に応じない者のした入札
 - (12) 郵便による入札において、入札書が所定の日時までに所定の場所に到着しない入札
 - (13) 郵便による入札において、一般書留又は簡易書留以外の方法で提出した入札
 - (14) 郵便による入札において、入札書が同封されていない入札
 - (15) 郵便による入札において、内封筒に指定された事項が記載されていない入札
 - (16) 郵便による入札において、内封筒に記載された事項と入札書に記載された事項が相違する入札
 - (17) 電子入札において、市長の承諾を得ず又は指示によらずに紙入札をした入札
 - (18) 電子入札において、電子入札システムによる入札と紙入札を二重にした入札
 - (19) 電子入札において、入札参加者又は第三者が不正な手段により情報を改ざんした入札
 - (20) 第13第1項に規定された記載事項が入札書に正しく記載されていないもの
 - (21) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(入札が無効となった者との再度入札)

- 第16 入札が無効となった場合にあっては、当該入札を行った者は、再度入札に参加することができる。ただし、電子入札にあってはこの限りでない。

(入札の辞退)

第17 入札参加者は、入札の執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、各回の入札において、既に入札書を提出した者は、辞退することができない。

- 2 入札参加者は、入札の辞退をしようとするときは、その旨を次に掲げるところにより届け出るものとする。ただし、電子入札にあってはこの限りでない。
- (1) 入札の執行前にあっては、辞退届を契約担当職員に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)をすること。
 - (2) 入札の執行中にあっては、辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する職員に直接提出すること。
 - 3 入札を辞退した者は、これを理由として当該入札以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
 - 4 提出した辞退届は、いかなる理由があっても撤回することができない。

(建設工事における辞退)

第17の2 電子入札システムを用いて行う建設工事の入札において、落札候補者となった者が当該入札に係る建設工事について予定した技術者の配置ができないときは、第11及び第17第1項の規定に関わらず、入札参加資格確認書類に代えて辞退届の提出を行うことができる。この場合において、市長は、当該落札候補者の行った入札を無効として取扱うものとする。

(落札者の決定)

- 第18 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低(収入の原因となる契約にあっては最高)の価格をもって入札した者とする。ただし、契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格(総合評価落札方式にあっては、失格基準価格。以下「最低制限価格等」という。)を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格等以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、総合評価落札方式にあっては、落札者は、価格その他の条件が最も有利な者とする。
- 2 落札となるべき同価の入札をした者又は価格その他の条件が最も有利なものをもってした落札候補者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて(電子入札にあっては電子くじにより)落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札の事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 3 落札者を決定したときは、直ちに入札者にその氏名(法人にあっては、その名称)及び金額を告知及び公表する。

(再度入札)

- 第19 第14の規定により開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(最低制限価格等を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格等以上の価格の入札がないとき)は、直ちに再度の入札を行う。ただし、第1回目の入札に参加しなかった者及び最低制限価格等を下回る価格をもって入札した者は、再度の入札に参加できない。
- 2 前項の規定により再度の入札を行うときは、第1回目の入札における入札保証金をもって再度の入札における入札保証金とみなす。

(落札とならないときの処置)

- 第20 第19の規定により再度入札に付した結果、落札者が決定しなかったときは、入札を打ち切る。

(契約の締結)

- 第21 落札者は、契約担当職員から示された契約書の案に基づいて契約書を作成し、記名押印の上落札者として決定された日から7日以内にこれを提出しなければならない。
- 2 落札者が前項の期間内に契約書等を提出しないときは、契約の相手方としない場合がある。

- 3 落札者決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- (1) 市営建設工事請負契約を締結する場合において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第2項に規定する経営事項審査（平成16年3月1日以降に申請したものにあっては、総合評定値を取得しているものに限る。以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過したとき。
 - (2) 市営建設工事請負契約を締結する場合において、法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を対象工事に対する業種について岩手県を含む地域で命ぜられたとき。
 - (3) 前号の場合のほか、当該契約に係る営業又は事業に係る法令の規定による営業若しくは事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖を命ぜられたとき。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされているとき。
 - (5) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（平成3年9月30日市長決裁）に基づく指名停止措置又は文書警告を受けたとき。
 - (6) 役員等（個人である場合のその者、法人である場合の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者であるとき。
- 4 議会の議決を要する契約にあって、既に仮契約を締結した場合においても、議決までの間に前項各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、仮契約を解除するものとする。

（契約保証金）

- 第22** 落札者は、契約書を提出するときまでに、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を市に納付し、又は第24に規定する契約保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、第23の規定に基づき当該契約保証金の納付又は担保の提供について全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- 2 落札者は、前項ただし書の場合において、契約保証金の納付又は担保の提供を免除された理由が第23第1号に該当するときは、同号に掲げる履行保証保険契約に係る証券を、第23第2号に該当するときは、同号に掲げる工事履行保証契約に係る証券を契約書に添えて提出しなければならない。
- 3 入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保を提供した者は、当該保証金又は担保をもって契約保証金又は契約保証金に代わる担保に充当することができる。

（契約保証金の減免）

- 第23** 市長は、落札者が次に掲げる場合に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことがある。
- (1) 落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 落札者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 政令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者で過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

（契約保証金に代わる担保）

- 第24** 政令第167条の16第2項において準用する政令第167条の7第2項の規定により落札者が契約保証金の納付に代えて提供すること

ができる担保は、次の各号に掲げるものとし、その保証価格は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 国債及び地方債 額面金額全額
- (2) 政府の保証のある債券及び金融債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する額
- (3) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手（持参人払式のもの又は会計管理者を受取人とするものに限る。） 小切手金額
- (4) 債務の不履行により生じる損害金の支払に係る銀行、契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証 保証する金額

（契約保証金又は契約保証金に代わる担保の還付）

- 第25** 契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、契約履行後に還付する。ただし、市長は、財産の売払いの契約において、契約保証金（第24第3号の銀行が振出し又は支払保証をした小切手を含む。）を売払代金に充当することにより売払代金が完納されることとなり、かつ、買受者が契約上のその他の義務の履行を怠るおそれがないと認めるときは、契約保証金を売払代金に充当することができる。
- 2 市長は、契約の変更により契約金額に減少があったときは、その減少額に相当する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を還付することができる。

賃貸借契約約定（長期継続契約）

（総則）

第1条 この契約に定める条件に従い、受注者は別途示す仕様書に基づき、令和6年度整備クライアント（以下「契約物件」という。）を発注者の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、契約物件が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、頭書の契約金額をもって頭書の期間賃貸借しなければならない。

2 仕様書等に明示されていないもの、又は疑義があるものについては、発注者と受注者とが協議して定めることとし、軽微なものについては、発注者の指示に従うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、受注者が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2条に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場合における市の対価の支払による弁済の効力は、盛岡市上下水道局財務規程（平成22年4月1日上下水管規程第3号）第33条第3項に規定する支出負担行為の確認を金銭出納員が行った時点で生ずるものとする。

（一般的損害等）

第3条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（契約の変更）

第4条 発注者は、必要があると認めるときは契約の内容を変更し、若しくはその納入を一時中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は納期を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対し損害の賠償を請求することができる。ただし、賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（契約物件の納入）

第5条 受注者は、契約物件を稼働可能な状態で、本契約に定める期間内に、別途発注者の指示する場所に納入及び設置するものとする。ただし、天災地変その他受注者の責に帰すことができない事由による納入期限の遅延等に基づくこの契約の不履行については、受注者はその責任を免れるものとする。

（履行遅滞の場合の損害金）

第6条 受注者の責に帰すべき理由により賃貸借期間の始期に物品（装置）を借り受けることができない場合においては、発注者は、遅延損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の遅延損害金は、契約期間に係る賃貸借料金の総額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額とする。

（賃貸借料金の請求）

第7条 受注者は、毎月末日において契約代金の当該月分について、発注者の係員の確認を受けたうえで、賃貸借料金を発注者に対して請求する。

（賃貸借料金等の支払い）

第8条 発注者は、受注者から第7条による適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

2 受注者は、発注者の責に帰すべき事由により、前項の賃貸借料金の支払が遅れたときは、発注者に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率をもって計算した遅延利息の支払いを請求することができる。

（契約物件の保守等）

第9条 受注者は、契約物件を発注者が常時正常な状態で使用できるように、技術員を設置場所に派遣して点検調整を行う。

2 契約物件が正常に稼働しない場合は、発注者の申請により受注者は技術員を派遣して、すみやかに正常な状態に回復させなければならない。

3 保守及び故障修理等により交換又は補充した部品、付属品等については受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失によって、修理又は調整の必要が生じた時は、この限りではない。

（契約物件の所有権）

第10条 契約物件の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

2 発注者は、契約物件が受注者の所有であることを示す表示等を毀損するなど、契約物件の原状を変更するような行為ならびに消耗品を他に流用する行為をしてはならない。

（機密の保持）

第11条 受注者は、契約の履行にあたって知り得た秘密を外部に漏らしたり又は契約の目的以外に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（発注者の解除権）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。

- 1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき、又は納期内に履行の見込みがないとき。
- 2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- 3) 契約の履行にあたり、監督員その他職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
- 4) この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。
- 5) 前4号に掲げるほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 6) 第15条の規定によらず、契約の解除を申し出たとき。
- 7) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 機材等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を機材等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から14日を経過したときに生ずるものとする。（契約が解除された場合等の違約金）

第12条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するとみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者

3 受注者は、第1項の違約金を超えて発注者に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（談合その他の不正行為等に係る発注者の解除権）

第13条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

（予算の減額等による発注者の解除権）

第14条 発注者は、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において発注者の歳出予算における本契約に係る予算額の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対し損害の賠償を請求することができる。ただし、賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの契約を解除することができる。

(1) 第4条の規定による契約内容の変更により、契約金額が3分の2以上減少するとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないとき。

（電子計算組織等の結合の禁止）

第16条 受注者は、契約物件と国、他の地方公共団体等の電子計算組織に電気通信回線により結合してはならない。ただし、発注者の書面による承認を受けた場合はこの限りでない。

（情報資産の保護管理）

第17条 受注者は、本契約に係る個人情報その他の情報資産（記録媒体を含む。以下「情報資産」という。）の保護管理について、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 情報資産の正確かつ適正な維持、及び管理のための措置を講ずること。

(2) 情報資産の漏えい、改ざん、汚損、損傷、亡失その他情報セキュリティに対する事故を防止するための措置を講ずること。

(3) 情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録しておくこと。

(4) 情報資産の保管場所について、安全に格納できるよう必要な措置を講ずること。

(5) 電子計算室、情報資産保管室その他本契約に関連する施設について、入退室規制の措置を講ずること。

(6) 電子計算室、情報資産保管室その他本契約に関連する施設及び設備について、情報資産の管理に関し安全を確保するため必要な措置を講ずること。

(7) 契約物件及び情報資産の取り扱いに当たっては、盛岡市情報セキュリティ対策に関する規定及び情報セキュリティ対策基準（平成31年4月1日施行）及び個人情報保護に係る法令、条例等の趣旨を受注者の従業員に周知し、適切に指導すること。

（契約履行状況の調査等）

第18条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者が本契約に係る履行状況について発注者の職員を立ち合わせ、又は受注者に対し本契約の実施に関して、調査し、若しくは報告を求めることができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者が本契約を履行するための事務室、電子計算機室、機械室等を立入検査することができる。

（契約物件の移転等）

第19条 契約物件の機器の設置場所を変更する場合、又は機器に他の機械器具を取り付ける場合は、あらかじめ発注者と受注者と協議し、受注者が実施するものとする。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

（事故等発生時の報告義務）

第20条 受注者は、事故等の発生により契約の履行に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに理由を付して発注者に報告しなければならない。

(契約解除に伴う措置)

第21条 第12条第1項、第13条、第14条第1項及び第15条の規定によりこの契約が解除された場合において、既に履行された部分があるときは、発注者は、当該履行部分に対する賃貸借料相当額を支払うものとする。

(契約物件等の返還)

第22条 本契約の契約期間満了又は契約が解除された場合において、受注者は、発注者の指示により速やかに情報資産を返還、又は抹消処分するとともに、契約物件を搬出撤去しなければならない。

(損害賠償額の予約)

第23条 受注者は、この契約に関して、第13条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約期間に係る賃貸借料金の総額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、発注者が特に損害額がないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を越える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(その他)

第24条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者両者協議のうえ決定する。

個人情報取扱事務に係る特記仕様書

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約の履行に当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（盛岡市議会においては、盛岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第48号））及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の趣旨に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者が講じるべき安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約の履行に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任者の選任)

第3 受注者は、個人情報が適正に取り扱われるよう、個人情報を取り扱う者（以下「事務取扱担当者」という。）に対して必要かつ適切な監督及び教育を行うため、責任者を選任するものとする。

(事務取扱担当者の明確化)

第4 受注者は、事務取扱担当者を明確にするものとする。

(利用の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報を、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、責任者及び事務取扱担当者以外の役員及び従業者に利用させてはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集し、又は作成するに当たっては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

(適正な取得)

第7 受注者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(作業場所の特定及び持出しの禁止)

第8 受注者は、この契約の履行に当たり、作業場所を特定し、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、当該作業場所を有する事業所内から個人情報を持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第9 受注者は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。））に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(日本国外における取扱いの禁止)

第12 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を日本国外において取り扱ってはならない。

(再委託の禁止)

第13 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の事前の承諾がある場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 受注者は、前項の規定により委託する場合には、受注者と当該第三者との再委託に係る契約において、この契約に基づき個人情報の取扱いに関して受注者が発注者に対して負う義務等と同等の義務等を当該第三者が負うべき旨を契約書に明記しなければならない。再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(返還等)

第14 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示をしたときは、消去又は廃棄の方法により当該個人情報が記録された資料等を処分するものとする。

2 受注者は、前項ただし書の規定により処分したときは、当該消去又は廃棄を行った日時及び担当者氏名並びに当該消去又は廃棄の内容について、発注者に書面により報告しなければならない。

(報告)

第15 受注者は、発注者から求めがあったときは、委託先における責任者及び事務取扱担当者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況について、発注者に書面により報告しなければならない。

(立入検査等)

第16 発注者は、必要があると認めたときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、受注者がこの契約を履行するための事務室、電子計算機室等に立ち入り、電子計算機その他の必要な物を検査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の履行に発注者の職員を立ち合わせ、又は受注者に対しこの契約の実施に関して、調査し、若しくは報告を求めることができる。
- 3 前2項の規定は、受注者が発注者の承諾を得てこの契約による業務における個人情報の処理について第三者に委託する場合において準用する。再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 4 発注者は、受注者からの報告及び前3項の立入検査等の結果、受注者における個人情報の取扱いが、不相当と判断したときは、受注者に対し、個人情報の安全管理措置の改善を求めることができるものとし、受注者はこれに対し速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第17 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに理由を添えて発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務取扱担当者への周知徹底)

第18 受注者は、事務取扱担当者に対し、個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなどについて必要な事項を周知しなければならない。

(教育研修)

第19 受注者は、責任者及び事務取扱担当者に対し、個人情報の適正な取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- 2 受注者は、事務取扱担当者のうち、情報システムの管理に関する事務に従事する者に対し、個人情報等の適切な管理のため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
- 3 受注者は、事務取扱担当者のうち、番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対し、番号法第29条の2の規定によるサイバーセキュリティ（「サイバーセキュリティ基本法」（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項その他の事項に関する教育研修を行うものとする。
- 4 受注者は、教育研修を実施するに当たり、研修計画を策定し、実施体制を確立するものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第20 受注者がこの契約に違反していると発注者が認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

- 2 業務の履行に関して生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合についてはこの限りではない。

公正な職務の執行に係る特記仕様書

(基本的事項)

第1 発注者と受注者は、この契約の履行にあたり、盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例（平成21年条例第29号。以下「条例」という。）に基づき、市民の利益の保護を図るため、法令の遵守及び倫理の保持並びに公正な職務の執行を確保しなければならない。

(通報対象事実)

第2 通報対象事実とは、受注者の役員、従業員その他の関係者（以下「役職員」という。）の契約事務等に係る職務の執行に関する事実で、法令に違反するもの又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれがあるものをいう。

(公益通報)

第3 公益通報とは、受注者の役職員が、通報対象事実が生じている、又は生じるおそれがある旨を盛岡市公正職務委員会又は盛岡市公正職務審査会に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除くものとする。

(通報対象事実に係る措置)

第4 受注者は、契約の履行にあたり、通報対象事実があったと認められ、発注者から勧告を受けたときは、当該事実の中止その他是正のために必要な措置を講じなければならない。

(調査の協力)

第5 受注者及び受注者の役職員は、通報対象事実に関し、発注者、盛岡市公正職務委員会又は盛岡市公正職務審査会が行う調査に協力しなければならない。

2 受注者及び受注者の役職員は、調査に協力した際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(不利益な取扱いの禁止)

第6 受注者は、契約の履行にあたり、受注者の役職員に対し、条例に基づく公益通報をしたこと、又は通報対象事実に関する調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

2 受注者は、前項の理由により不利益な取扱いがあったと認められ、発注者から勧告を受けたときは、その不利益を回復するために必要な措置を講じなければならない。

(公表)

第7 発注者は、受注者が正当な理由なく第4又は第6の措置を講じないと発注者が認めたときは、その旨を公表することができるものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第8 発注者は、受注者が第4又は第6の勧告に正当な理由なく従わないとき又は第5の調査に正当な理由なく協力しないときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

2 契約の履行に関して生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合についてはこの限りではない。